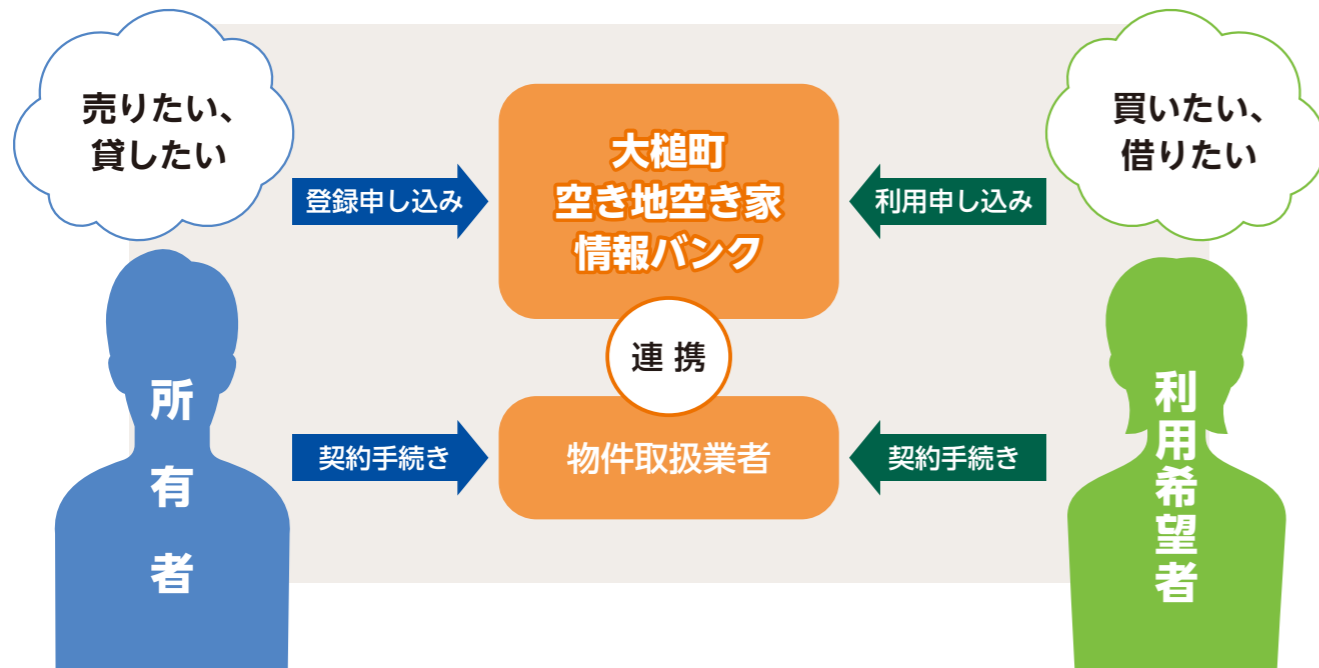


大槌町空き地空き家情報バンクの仕組み



ステップ1 物件登録申し込み

自分が所有する空き地や空き家の物件を「売りたい」「貸したい」「貸したい」場合は、相談窓口にご連絡ください。申込書など必要書類の提出が必要です。

ステップ2 現状確認と現地調査(複数回)

情報バンク担当者や物件取扱業者で、物件の現状や登記の状況を確認します。また、直接現地に伺い、現地調査を行います。

ステップ3 情報バンクに登録・情報公開

物件の登録内容を町担当者が確認し、情報バンクへの登録可否を通知します。登録が承認された場合、情報バンクのホームページで物件が公開されます。

ステップ1 町内の物件を検索

情報バンクのホームページで、興味のある空き地や空き家の物件を検索します。

ステップ2 利用者登録申し込み

内覧を希望する場合、もしくは町内の物件の活用を検討している場合は、相談窓口にご連絡ください。申込書など必要書類の提出が必要です。

ステップ3 交渉申請

内覧したい物件を見つけた利用者は「交渉申込書」に必要事項を記入し、ご提出ください。物件の内覧は、物件取扱業者の立ち会いで行います。

交渉・契約

物件取扱業者の仲介による交渉の後、契約手続きとなります。

※成約になった場合は、物件取扱業者へ法律で定められた仲介手数料の支払いが必要になります。

大槌町空き地空き家情報バンクを開設しました



シーサイドタウンマストで開催した情報バンク設立の町民説明会には、およそ30人が参加しました。

令和5年12月13日(水)、町内の空き地空き家を有効資源として活用促進するため、大槌町空き地空き家情報バンクを設立しました。この特集では、開設した大槌町空き地空き家情報バンクの概要と仕組みをお伝えします。

空き地バンクから空き地空き家情報バンクに

町は、平成29年度に大槌町空き地バンクを設立し、東日本大震災津波による土地区画整理事業区域内(町方、吉里吉里、安渡、赤浜)の空き地を有効活用した市街地形成の促進に取り組んできました。しかし、区画整理事業の完了に伴い、土地の動きも減少し役割を終えました。

一方で、令和5年4月、土地を町内に所有する人を対象として実施した「空き地空き家についてのアンケート」は、町内外から170件を超える回答があり、調査結果では、多くの町民などが町内に空き地または空き家を抱えていることが分かりました。この調査から、町内全域で空き地と空き家への問題に直面している現状が見えました。

問題ではなく有効資源に

空き地や空き家は、適切な管理がされず長期間放置された場合、老朽化による倒壊や屋根などの落下、景観の悪

化と犯罪の誘発、害獣や害虫発生による衛生状態の悪化など、地域に大きな影響を及ぼす問題となる可能性があります。

今回、開設した大槌町空き地空き家情報バンクは、町内の空き地や空き家などの物件情報を一つのデータベースにまとめ、売りたい人(または貸したい人)と買いたい人(または借りたい人)をマッチングすることによって、空き地や空き家を放置するのではなく、資源として有効活用し、地域の住環境の維持向上と、移住定住の促進を図っていく取り組みです。

空き地や空き家の管理にお困りの人、空き地や空き家の物件をお探しの人は、ぜひ、ご相談ください。

相談窓口はこちら

大槌町移住定住事務局

Tel 080-8162-8516

(10:00 ~ 16:00)

メール:otsuchiju@gmail.com